

様式第1号 (第5条関係)

小田原市寡婦 (夫) 控除のみなし適用申請書

平成 年 月 日

小田原市長 様

住所

氏名

印

電話番号

裏面の事業について、寡婦 (夫) 控除のみなし適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。  
なお、私の世帯状況について次のとおり申し立てます。

該当に○	世帯状況
	婚姻によらず母となっている。
	婚姻によらず父となっている。
	現在、婚姻 (事実婚を含む。) していない。
	児童扶養手当の支給を受けている。(又は支給要件を満たす。)
	合計所得金額が500万円以下である。

私は次のことに同意します。

- 1 みなし適用の審査のために、市が必要な税情報や公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関に求めること。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うこと。
- 2 2つ以上の事業について申請する場合に、本申請の内容が各事業担当課で共有されること。
- 3 申請内容に虚偽があれば、寡婦 (夫) 控除のみなし適用によって行った決定の取り消しに伴う、負担額の減額分又は給付額の追加支給分を返還すること。

平成 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

注意事項
1 生活保護を受給している方又はみなし適用をしなくても非課税の方は、対象外です。
2 本申請は、みなし適用の認定のための手続きですので、事業の利用に当たっては、別途事業の利用に伴う手続きが必要です。事業を新たに利用する場合には、その都度、本申請を行ってください。
3 所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。適用の結果については、各事業担当課から通知します。
4 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合は、届が必要です。

添付書類 ○ 前年の所得を証する書類 (1月1日現在他市町村在住者)

○ 戸籍謄本 又は 有効期間内の児童扶養手当証書

チェックをした利用事業について、寡婦 (夫) 控除のみなし適用するよう申請します。

利用事業	事業名	事業所管課
	日常生活用具費支給事業	障がい福祉課
	移動支援事業	障がい福祉課
	日中一時支援事業	障がい福祉課
	訪問入浴サービス事業	障がい福祉課
	福祉電話貸与事業	障がい福祉課
	身体障害者自動車改造費助成事業	障がい福祉課
	障害者自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課
	重度障害者住宅設備改良費助成事業	障がい福祉課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て政策課
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子育て政策課
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担（保育料）	保育課
	小田原市営住宅使用料（家賃）	建築課
	幼稚園等就園費補助事業	教育指導課